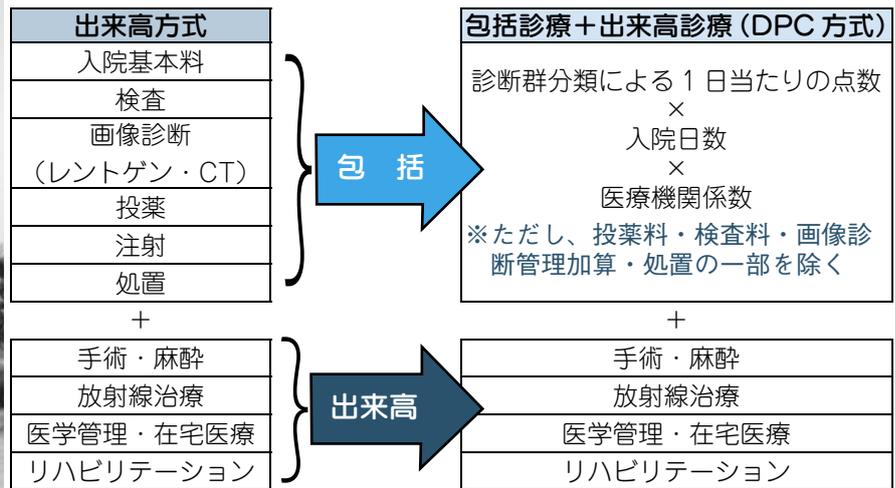


市立病院の入院医療費の 支払い方法が変わります

4月に入院された人から、入院医療費の包括払い制度に基づいて計算された診療費をお支払いいただくことになりました。

これにより、これまでの出来高払い方式から、入院時の病名（診断群分類）・処置・合併症・手術の有無などの組み合わせによって1日当たり一定の額の入院料に決定される方式（DPC方式）に変更になりました。

入院診療費の計算方法



新方式 **包括診療費** × 入院日数 × 医療機関係数 + **出来高診療費** + 食事代 = **入院医療費**

～Q & A～

Q1 医療費の支払方法は変わりますか？

A1 月末（月をまたがって入院される場合）と退院時の支払いに変更になります。なお、月をまたがって入院されている人については、退院時に入院初日から請求額を計算し直して過不足を調整させていただく場合があります。また、お食事代については、従来通りの金額をご負担いただきます。

Q2 すべての人が対象になるのですか？

A2 病気の種類によって分類される「診断群分類」に該当する場合に、この制度が適用されます。特殊な病気などで「診断群分類」に該当しない場合や、労災・自費治療などの場合は、従来の「出来高払い方式」になります。

Q3 計算方式はいつから変わりますか？

A3 4月1日以降、新たに入院された人から対象となりますので、3月31日以前に入院された人は今回の入院は対象となりません。引き続き6月まで入院された場合は、病気の種類によって対象となる場合があります。

Q4 高額療養費の扱いはどうなるのですか？

A4 高額療養費の扱いは、これまでと変わりありません。

Q5 入院中はずっと包括払いが適用になるのですか？

A5 病気の種類によって包括診療日数が決められていますので、決められた日数までが包括払いとなります。決められた日数を超えて入院される場合は、超えた日から従来の「出来高払い方式」となります。一人ひとりで状況が変わってきますので、同じ病名であっても、手術のある人や違う病気を併発された場合などによって、それぞれ医療費が違ってきます。

Q6 個室料はどうなりますか？

A6 個室料の取り扱いは従来と変わりません。

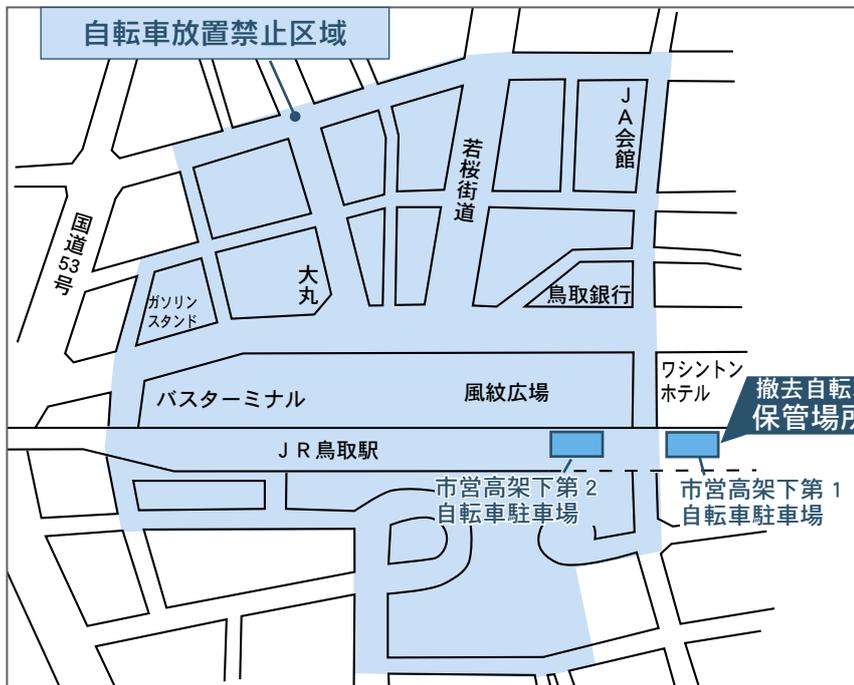
※4月より、クレジットカードによる一部負担金の納付ができるようになります。

※その他不明な点は、下記問い合わせまでおたずねください。

問い合わせ先 市立病院医事課 ☎ (0857) 37-1522



やめよう！ 放置自転車



放置自転車は通行する人や災害時の障害になるだけでなく、まちの美観を損ねます。

放置自転車は年々減少していますが、後を絶ちません。このため、本市では、引き続き鳥取駅周辺の自転車放置禁止区域内に放置している自転車を撤去することとしています。自転車を利用する際は、交通ルール・マナーを守るとともに、自転車を放置しないで自転車駐車場を利用してください。

※放置禁止区域外であっても、歩道などの公共の場所に7日間以上放置している自転車は、撤去の対象になります。
 ※撤去した自転車は、第1自転車駐車場に保管します。撤去保管料は1,050円です。

■自転車駐車場

本市では、自転車と原動機付き自転車の専用駐車場として、鳥取駅東側高架下に市営第1・第2自転車駐車場を設置しています。

このうち、第1駐車場には、21:00から翌朝7:00の間にも自転車を出し入れできる「夜間コーナー」があります。駐車場の利用方法・料金などについては、駐車場係員にお尋ねください。

■駐車料金

区分	駐車期間	使用料	
		自転車	原動機付自転車
普通駐車	1日1回	105円	158円
定期 駐車	学生等	1カ月	1,050円
		3カ月	2,620円
	一般	1カ月	1,570円
		3カ月	4,200円
			6,300円

※10円未満切り捨て

問い合わせ先 市役所本庁舎交通対策室 ☎ (0857) 20-3257

市営第1自転車駐車場 ☎ (0857) 26-6486 / 市営第2自転車駐車場 ☎ (0857) 21-8899

ポイ捨ては禁止です！ ~4月1日から「鳥取市快適な生活環境の確保に関する条例」が施行されます~

市民、事業者、市が協働し、清潔で美しいまちづくりを推進し、快適な生活環境を確保しましょう。

- 公共の場所でのポイ捨て
ごみは持ち帰るか、ごみ箱に入れる。
- 公共の場所での喫煙
屋外では、灰皿のある場所で喫煙するか、人の迷惑にならない場所に立ち止まり、携帯灰皿を利用して喫煙する。
- 公共の場所への飼い犬のふんの放置
飼い犬のふんは持ち帰る。
- 不必要なアイドリング
信号などで停車する場合を除き、不必要なアイドリングをやめる。
- 空き缶などの回収容器の設置と管理
自動販売機の設置者は、自動販売機の周辺に回収容器を設置し、適正に管理する。

問い合わせ先 市役所本庁舎環境政策課 ☎ (0857) 20-3176

